

「金沢水再生センター再生可能エネルギー導入事業」選定結果

金沢水再生センター再生可能エネルギー導入事業について、公募型プロポーザル方式で、次のとおり受託候補者を特定しました。

- 1 件名 金沢水再生センター再生可能エネルギー導入事業
- 2 業務内容 再生可能エネルギーの供給 一式
- 3 受託予定者 東急不動産株式会社 代表取締役 星野 浩明
- 4 契約時期 令和6年度中
- 5 評価結果

提案者	評価点数(1,200点満点)	順位
東急不動産株式会社	888	1
B社	—	辞退
C社	—	辞退
D社	—	辞退

7 評価基準・評価委員会開催経過等

委員会開催日時 及び開催場所	第1回 令和6年2月8日 10時30分から12時00分 さくら13会議室
評価委員の 出席状況	評価委員会6人出席(定足数6/6)
議事内容	提案書の評価、受託候補者の特定
評価基準	別紙のとおり

8 問い合わせ先

環境創造局下水道施設部下水道設備課

電話: 045-671-2851

提案書評価基準

1 評価項目及び配点等

評価項目	評価の視点	加重倍率	配点
技術提案に関する視点 (80点)			
1 太陽光発電設備出力	太陽光発電設備の出力(kW)が大きいか	4	20
2 システム提案の実現性	システム構成、設備設置容量や発電量等、システム提案の内容が明確で実現性があるか	4	20
3 設備の設置方法	設備の設置方法は実現性があるか、また安全性が高く、既存施設への影響が小さいものになっているか。また既存発電設備への影響がないものになっているか	4	20
4 市民への環境啓発に資する提案	具体的で実現性をふまえた提案となっているか。	2	10
5 新技術の導入	発電効率の向上、コスト縮減及び水再生センターの維持管理性向上等に資する新技術の導入効果	2	10
実施体制に関する視点 (70点)			
6 工事遂行能力の確保	無理のない実施体制、スケジュール等となっているか	3	15
7 市内中小企業の活用	市内中小企業を活用する提案となっているか	3	15
8 業務遂行能力の確保	無理のないメンテナンス計画、実施体制等となっているか	4	20
9 事業実施中のリスクに対する対応	事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっているか	4	20
企業としての取組の視点 (10点)			
10 ワークライフバランス等に関する取組	下記の点について、該当数に応じて評価する <input type="checkbox"/> 次世代育成支援対策推進法に定める「一般事業主行動計画」を策定しているか(従業員101人未満の場合のみ加算) <input type="checkbox"/> 女性活躍推進法に定める「一般事業主行動計画」を策定しているか(従業員101人未満の場合のみ加算) <input type="checkbox"/> 次の①～③のうち、いずれか一つを取得しているか ①次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみんマーク) ②女性活躍推進法に基づく認定 ③よこはまグッドバランス賞の認定 <input type="checkbox"/> 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定を取得しているか <input type="checkbox"/> 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%を達成している(従業員43.5人以上)、又は、障害者1人以上雇用している(従業員43.5人未満) <input type="checkbox"/> 健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証を受けているか	2	10
その他の視点 (40点)			
11 参考見積単価に対する技術提案内容の高度さ	温室効果ガス排出削減効果(t-CO ₂ /年)／参考見積単価(円/kWh)が大きいか	20	40
評価の合計 (200点)			

2 評価方法

- (1) 各評価項目について、5段階評価を行う。
 - 5点：優れている
 - 4点：やや優れている
 - 3点：普通
 - 2点：やや劣る
 - 1点：劣るまたは提案無し
- (2) 「7 市内中小企業の活用」の評価は、以下のとおりとする。
 - 5点：工事総額における市内中小企業への発注割合が75%以上
 - 3点：工事総額における市内中小企業への発注割合が50%以上75%未満
 - 1点：工事総額における市内中小企業への発注割合が20%以上50%未満
 - 0点：工事総額における市内中小企業への発注割合が20%未満
- (3) 「10 ワークライフバランス等に関する取組」の評価は、5つの着目点について該当した数を評価点とする。
- (4) 「11 参考見積単価に対する技術提案内容の高度さ」の評価は、以下のとおりとする。
 - 2点：優れている
 - 1点：やや優れている
 - 0点：普通
 - 1点：やや劣る
 - 2点：劣る
- (5) 評価点は、各項目の評価結果に対し、指定された加重倍率を乗じて得られた点数とする。
- (6) 出席委員の評価点数の合計が60%未満の場合は失格とする。

3 第一順位の決定方法

- (1) 出席委員の評価点数の合計が最も高い提案を第一順位とする。
- (2) 評価点が同点の場合は「11 参考見積単価に対する技術提案内容の高度さ」の最も大きい者を第一順位とする。それでも決しない場合は出席委員の多数決により第一順位を決定する。